

徳島県規則第六十一号

徳島県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県会計規則の一部を改正する規則

徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第一号の3中「総合県民局の出納室室長補佐」を「総合県民局出納室の職員で当該^{がひ}麻の長が指定するもの」に改める。

第二十六条の二第三項を削る。

第四十八条第一項中「（第二十六条の二第三項の規定により支出命令書等及び関係書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供した場合にあつては、当該事項を記録した電磁的記録）」を削る。

第一百十三条の四を第一百十三条の六とし、第一百十三条の三を第一百十三条の五とし、第一百十三条の二（見出しを含む。）中「電子計算組織」を「電子情報処理組織」に改め、同条を第一百十三条の四とし、第一百十三条の次に次の見出し及び二条を加える。

（電磁的記録による作成等）

第一百十三条の二 この規則の規定により作成し、又は保存することとされている書類等（書類、文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存をもつて、当該書類等の作成又は保存に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

2 前項の規定により書類等の作成又は保存に代えて当該書類等に係る電磁的記録の作成又は保存を行うときは、知事が別に定める電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によるものとする。

第百十三条の三 この規則の規定による書類等の提出若しくは送付又は書類等による通知については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、知事が別に定める電子情報処理組織を使用する方法によつて行うことができる。

2 前項の規定により書類等の提出若しくは送付又は書類等による通知が電子情報処理組織を使用する方法によつて行われたときは、当該書類等の提出若しくは送付又は当該書類等による通知を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出若しくは送付又は通知を受けるべき者に当該書類等又は通知が到達したものとみなす。

別表第二中「徳島県立総合教育センター」を「徳島県立総合教育センター」に改める。

徳島県立しらすぎ中学校

別表第三その一の表会計課の項中「徳島県立総合教育センター」を「徳島県立総合教育センター 徳島県立しらすぎ中学校」に改める。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第五条第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。